

2月18日(月)から交換開始!

「元気づくりポイント」の商品券などの交換が始まります

問い合わせ 元気づくり課(保健センター) ☎(928)2000

- 交換期間** 2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日・祝日・2月27日(水)(いきいき情報センター休館日)を除く)
- 交換時間** 午前9時～午後5時
- 交換会場** いきいき情報センター 2階ロビー ※市役所での受付は実施していません。
- 持参物** ①「元気づくりポイントカード」 ②住所・氏名が確認できる書類(運転免許証、保険証など)



市では、40歳以上の市民を対象に、健康診査・がん検診の積極的な受診を促し、またスポーツ活動、文化芸術活動、介護予防活動に参加することで、元気な生活をおくり、健康寿命の延伸につなげることを目的として、元気づくりポイント事業を実施しています。

2月18日(月)から、皆さんが貯めたポイントを商品券(5000ポイント達成者には、加えて元気つくし米3kg)と交換しますので、下記をご確認のうえ、スムーズな交換にご協力をお願いいたします。

なお、ポイントは2月28日(木)までためることができません。

交換方法

① 会場で「ポイント交換及び寄付申請書」に必要事項を記入し、「元気づくりポイントカード」・「住所氏名が確認できる書類」と一緒に窓口に出します。「ポイント交換及び寄付申請書」は本市ホームページからダウンロードが可能です。

② 書類を確認後、申請されたポイントに応じて、下記のとおり交換します。渡されたものを各自で確認し、確認欄に署名して手続きは終了です。

交換できるもの

交換ポイント数	交換できるもの
1,000～1,995ポイント	1,000円の商品券 (端数はお住まいの自治会へ寄付)
2,000～2,995ポイント	2,000円の商品券 (端数はお住まいの自治会へ寄付)
3,000～4,995ポイント	3,000円の商品券
5,000ポイント	3,000円の商品券・ 元気つくし米(3kg)

※自治会への寄付は、交換期間後に市から各自治会へ行きます。

注意事項

- 交換は、一人5000ポイント(カード1枚)が上限です。
- ご家族でのポイントの合算はできません。
- 1000ポイント未満での交換申請はできません。
- 3000ポイントを超えた場合の端数はお住まいの自治会へ寄付できません。
- 商品券の額面より値段の低い品物を購入してもおつりは出ません。

商品券使用方法



商品券有効期間
2月18日(月)～3月31日(日)

商品券使用方法
元気づくり商品券取扱店のポスターが掲示された店舗で使用できます。詳細は、商品券交換時にお渡しする取扱店一覧をご覧ください。

